

教員
紹介

法学部准教授
かすやゆうこ
粕谷祐子



私の研究分野は、主に三つの柱からなっています。ひとつめが比較政治学の理論研究です。「比較政治学」といってもびんとこない方が多いかもしれませんが、世界各国の国内政治を対象とし、地域を横断して妥当する一般的な理論の構築を目的に、比較の手法を用いて実証分析する研究領域、と定義できるかと思えます。比較政治学の主要テーマとしては、例えば、なぜ民主化するのか、なぜ内戦がおこるのか、なぜある国では多党制になるのに他では二大政党制なのか、といったものがありますが、これらの問題を説明する理論を構築したり、また構築された理論を用いて各国の事例を分析するのが比較政治学の特徴です。学部レベルの授業では、比較政治学の主要テーマにおける研究動向を解説した「比較地域研究論」を担当しています。

二つめの柱は政治制度、特に、政党、選挙、大統領制に関する研究です。最近おこなった研究では、大統領の当選回数を一期に制限すると政党システムが不安定化する、という関係を三十カ国近くのデータをもとに統計分析しまし

た。また、政党システムを分析する際に、選挙区レベルと全国レベルの区別が曖昧になっていることが多いのですが、これを改善するため、政党競合の選挙区レベルと全国レベルの乖離を測定する指標を、経済学者の友人と共同で作成したりもしています。

三つめの柱がフィリピン政治研究です。私は学部生時代に一年間、マニラにあるフィリピン大学に留学したのですが、フィリピンに対する興味はその時以来のもので、博士論文のトピックも、フィリピンでの政党システムの形成・変化についてでした。フィリピン政治に関しては、選挙政治、政党政治、議会政治などを主に分析しています。

最近では、四本目の柱として国際開発援助に関する研究をはじめました。特に分析しているのは、「民主化支援」と呼ばれる、途上国の選挙、政党、議会、市民社会などに対する援助についてです。民主化支援は九〇年代以降に盛んになってきた活動ですが、なぜ援助国によって実施状況に差があるのか、また、より効果的な支援はどのようなものなのか、といった問題を検討しています。私はこれまで、主にフィリピンを中心とする途上国の政治に興味をもっていましたが、開発援助を研究対象とすることで、日本を含む先進国と、途上国の政治の両方を視野にいれた研究をしてゆきたいと考えています。

特別講演

EU・国家・市民

皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきましたように、私はヨーロッパ、なかでも日本で「欧州連合」と訳されているEU (European Union) の政治と対外関係に関する研究に携わってきました。

政治学というのは、基本的には国家による統治のあり方を研究する学問で、そのなかでも国際政治学は、国民国家からなる国際システムをその研究対象にした学問ということが出来ます。しかし近年、その国家統治のシステムも国民国家のシステムも大きく揺らぎ始め、参加するアクターも飛躍的に増大し、大きな変容を遂げつつあります。

そこで本日は統治、最近ではガヴァナンスとも言います

田中俊郎



が、国家システムについてヨーロッパで生じた変容について、EUを素材に具体的にお話してみたいと思っています。さらにそのような変化に伴い、いま市民はどのような位置づけられ、どのような行動をとるようになってきているのかについてもお話してみたいと思います。といって、私が今日皆さんにぜひお伝えしたいと思っている、その根底にあるメッセージは、詳細なものではなく、「ヨーロッパ、それもEUがいかに重要な存在であるか」ということであります。

皆さんはアメリカの方ばかり見ていませんか。あるいは中国やアジアのことばかりに関心を寄せていませんか。そ

の一方で皆さんは、いまヨーロッパで起こっていることについて、いったいどの程度関心を持っていらっしゃるのでしょうか。私は常々、アメリカや中国あるいはアジア諸国と同じようにヨーロッパもまた重要な地域だと思っていますし、時と場合によっては、アメリカや中国より関心を示さなければならぬ場面もあると思っています。にもかかわらず新聞やテレビを見ても、ヨーロッパに関する記事や報道は実に少ない。量的にも当然アメリカや中国やアジア関連の報道のほうがずっと多いわけです。しかし私は、たとえ数も量も少なからうと、ヨーロッパのことにもっと目配りしていただきたいと思うのです。残念ながらわが国の場合、プレスや放送の世界でも、政治家や官僚、省庁の取り扱い方を見ても、ヨーロッパは過小評価されているようにしか、私には思えません。だからぜひ皆さんに、ヨーロッパの重要性を再認識していただきたいというのが、私にとって最も重要なメッセージなのです。一時間後に「ああ、やっぱりヨーロッパって大事な地域なんだな、EUって実におもしろい存在なんだな」と、皆さんに思っていただければ、私の仕事は成功したも同然で、そんな意図を持った私の話にこれから一時間お付き合いしていただければ、これに勝る喜びはございません。

ECへの発展の道——恒久平和を目指して

では、なぜEUがそんなに重要なのかについてまずお話ししたいと思います。その第一の理由は、戦うことのない共同体、つまり「不戦共同体」ともいうべき共同体をつくり上げたからです。一八世紀を代表する哲学者であるカントの思想に「恒久平和」という議論がありました。まさにEUは、ヨーロッパにおいて恒久平和の仕組みをつくり出すことに成功したことを示す生きた実例なのです。

国際関係もまた、ヨーロッパで発展してきた概念です。世界史を学んだ方なら覚えていらっしゃると思いますが、ドイツを中心に展開された「三〇年戦争」を一六四八年に終結するために、「ウエストファリア講和条約」が締結されました。そして、その講和会議に出席したヨーロッパ諸国の国王や諸侯、あるいは貴族といった人々たちによって、国家は主権を持ち、対等かつ平等な存在だという前提のもと構築された国際システムが、その後世界大に広がって、今日の世界を形づくることになったと、私は認識しております。しかも、国家間の関係は、まるでビリヤードボールが互いにコンコンとぶつかり合うように、そこには何ら規

則性もなく、無政府状態にある、アナキーな状況にあると理解されてきました。これではいけないと、その後さまざまな形で少しずつルールづくりが力尽くされ、それが「国際法」という形で実を結ぶことになったわけです。ウエストファリア以後、国際法というルールに基づき、国際的問題の解決を図るべく努力され、模索されてもきました。しかし、そうした平和的解決へ向けた努力にもかかわらず、最終的には武力によって問題を解決する、すなわち戦争という手段を担保したままの状況が、現実にはずっと続いてきました。今日でもいまだ、世界は基本的にはやはりアナキーである、国家というのは何でもできるんだ、何をやってもかまわないんだと主張する国家首脳もいれば政治学者もいます。

しかしEUには、ルールと対話による問題解決へ向かったの仕組み、最終的には司法的手段によって問題を解決する制度さえ用意されています。この五、六〇年の間に、これまでになかった新しい国際関係の枠組みをつくることによって、問題解決が試みられてきたと私は考えております。

具体的な試みは、一九五〇年五月九日、フランスの当時の外務大臣ロベール・シューマンが「シューマン・プラ

ン」と言われる提言を発表したことから始まりました。それはドイツとフランスで採掘・生産された石炭と鉄鋼資源を、共通の機関のもとにプールしようという提案でした。この提案は、石炭と鉄鋼の共同管理といった経済的手段によって、ドイツとフランスの戦争を物理的に不可能にする「不戦共同体」をつくらうという狙いを持ったものだったのです。そして、この提言は一九五二年八月一日、ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）が成立し、機能し始めたことによって実を結ぶことになりました。

世界史を勉強された方ならすぐ思い出すのではないかと思います。フランスとドイツ帝国創設の核になったプロシアのあいだで、まず普仏戦争と呼ばれる戦争が勃発しました。この普仏戦争はもとより、その後の第一次世界大戦や第二次世界大戦と、世界中を巻き込んだ大きな戦争の原因の一つが、ドイツとフランスの変わることにない敵対関係にあったことは、ご存じの方も多いと思います。ところが、いわば犬猿の仲にあった両国による戦争が、戦後提唱されたシューマン・プランの狙いどおり、事実上不可能になる一つの運命共同体が生まれたわけです。さらに独仏両国だけでなく、この条約に参画したイタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの六カ国によって、「不

戦共同体」が形成されることになったのです。

もちろんその後、ヨーロッパ統合への試みは、今日のEUまでリニアのように一直線に進展したのではなく、前進や停滞を繰り返し、時には後退も余儀なくされたり、紆余曲折を経て、今日のEUまで発展してきたわけです。

先ほど申し上げたシューマン・プランによって提唱された内容を具体化し、欧州石炭鉄鋼共同体を実現させる過程と同時に並行的に、もう一つ大きな課題が横たわっていました。それは敗戦国ドイツの再軍備の問題です。一九五〇年という年は、われわれが住む極東地域で朝鮮戦争が勃発し、日本の再軍備も大きな政治問題として浮上してきた年でした。日本と同様、ヨーロッパではドイツの再軍備の問題にどう対処するかが、最大の課題になっていたわけです。あの悲惨な戦争が終わって約五年、まだフランス国内にはドイツに対する根強い不信感や抵抗感が漂っていました。そのような社会的空気と、アメリカが求めるドイツの再軍備の問題を、どう調和させていったらいいのか悩みに悩んだ末、フランス政府が出した結論が、通称EDCと呼ばれる「欧州防衛共同体」という構想でした。超国家的な機関を創設し、その傘下にドイツ人部隊を編入する、そこではドイツ国軍自体の復活は認めない措置を講じようとした。

ていた「欧州政治共同体（EPC）」の遺産が相俟って、やはり軍事的安全保障の面での統合は難しいことを各国とも悟ることになりました。つまり国家主権の中核であり象徴でもある軍隊の統合というのが、いかに難しい事業であるかを世界の人々に知らしめることになったのです。そんなこともあって、ヨーロッパ統合の問題は再出発せざるを得なくなり、一九五五年六月イタリアのメッシーナで開かれた六カ国外相会議で「メッシーナ決議」が採択され、さらにその決議に基づき、ベルギーの外務大臣ポール・ハーンリ・スパークを中心にしたスパーク委員会が編成され、そこでつくられたのが「欧州経済共同体」および「欧州原子力共同体」という構想だったわけです。そして、いまから五一年前の一九五七年三月二五日、ローマで二つの条約が調印されました。去年はその調印五〇周年にあたり、さまざまなイベントが行われたことを記憶しておられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

かくして、この「ローマ条約」によって発足した欧州経済共同体すなわちEECが、のちに三つの共同体のなかでもいちばん重要な役割を演じるようになり、六七年には三つの共同体の執行機関を統合し、EC（ヨーロッパ共同体）になり、さらに一九九三年にEUへと発展していった。

たわけです。

しかし、戦後冷戦下、ヨーロッパを二分する鉄のカーテンを下ろしたスターリンも一九五三年三月に亡くなり、朝鮮戦争も一応終息、休戦状態に入り、その一年後にはアジアを舞台にしたもう一つの紛争だったインドシナ戦争の休戦協定も締結されました。そのようななかで、ドイツの再軍備熱も弱まってきました。むしろドイツ国軍の復活に反対する世論がフランス国内で強くなり、結局提案国であったフランスの国民会議が一九五四年八月、EDC条約の批准を拒否しました。皮肉なことに、そのような不安定な状況から独仏両国を救済したのはイギリスだったのです。というのもイギリスは当初から、超国家性を嫌ってシューマン・プランばかりか、EDCにも加わりたくしていません。EDCが失敗したとみるや、イギリスはドイツの再軍備を実現させなければならぬと主張するアメリカと共同作戦をとりました。そして、フランスはじめヨーロッパのいくつかの国が最も恐れていたドイツ国軍の復活と、ドイツのNATO加盟、同時並行的に当時進められていた「西ヨーロッパ連合（WUE）」への加盟を実現させました。

欧州防衛共同体条約の遺産と、そのとき同時に進められたわけです。以後「拡大」というキーワードに即し、周辺諸国がEUへと統合されていった経緯についてお話してみたいと思います。

どこまでがヨーロッパなのか

まず考えねばならないのは、いったいどこまでがヨーロッパなのかという問題です。現在EUの加盟国は二七カ国にまで拡大されていますが、先ほどシューマン・プランを受諾したのは六カ国だったという話をしました。また、経済共同体と原子力共同体の二つの条約にまず署名したのも同じ六カ国でした。そして七三年、やっとイギリス、アイランドとデンマークが加盟することになりました。ヨーロッパの地図を思い浮かべながら聞いていただければと思いますが、まずフランス、ドイツ、イタリアとベネルクス三国が設立し、そのあとイギリス、アイランド、デンマークの三国が加わり、八一年にギリシアが、八六年にはスペインとポルトガルが、さらに冷戦構造が崩壊した数年後、九五年には中立国であるオーストリア、スウェーデン、フィンランドの三カ国が加わりました。さらに、鉄のカーテンの向こうで西側諸国と対峙していた旧東欧圏の

国々、いやいまは東欧と言ってはいけません。東欧と言うと、いや自分たちこそセントラル・ヨーロッパに位置する国だと批判されかねないので、最近では中東欧と言わなくてはいいのですが、その後行われた加盟交渉の結果、その中東欧に属する一〇カ国が、地中海に浮かぶ島国キプロスとマルタとともに加盟しました。かくして二〇〇七年一月、加入を認められたブルガリアとルーマニアを含め、ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニアといった国々が参加することになったわけです。

EUの基本条約にはその加盟条件について、「すべてのヨーロッパ諸国は欧州連合への加盟を申請することができる」と書いてあります。ただし「申請することができる」と書いてあるだけで、「みんな入れてやる」とはどこにも書かれておらず、唯一「ヨーロッパの国」であることが条件になっています。

ところで「ヨーロッパ」という名称が「ギリシア神話」に登場する古代フェニキアの王アゲノールの娘エウペロに由来するものであるのをご存じの方はおられるでしょうか。「ギリシア神話」に出てくる全能の神ゼウスは、非常に人間的な神様で、いつも空の上から地上を見下ろしてい

なっていたことを象徴しています。そのとき手に入れた絵がいまもガードナー美術館に残っています。

しかし、どこまでがヨーロッパと言えるのか、それはわかりません。常識的には北は北極海、南は地中海、西は大西洋、そして東はロシアのウラル山脈までと、私どもはそう見がちですが、いったい誰がどのように決めたのでしょうか。例えばナポレオンはピレネー山脈の向こう側はヨーロッパではないと言いました。スペイン旅行にお出かけになればおわかりになると思うのですが、スペインにはキリスト教の遺跡もあれば、アルハンブラ宮殿とかメスキータなど、イスラムの遺跡もたくさん残っています。イスラム教徒が北アフリカからジブラルタル海峡を渡ってイベリア半島に上陸し、ピレネー山脈を越え、今日のフランスまで押し寄せてきました。七三二年、トゥール・ポワティエの戦いでキリスト教徒の軍隊は、当時サラセンと呼ばれていたイスラム軍の北上を阻止することに成功、やっとピレネー山脈の向こう側に押し戻すことができたのですが、以後一四九二年までイスラムがスペインを統治し続けました。つまり八世紀から一五世紀まで長期間、イベリア半島はイスラムの支配下にあったのです。

そう考えると、ヨーロッパの南の境界線は歴史的に何度

ました。地上に美人がいるのを見つけると、地上に降り、何かとちよつかいを出すこともあつてか、奥さんのヘラは大変なやきもち焼きとして有名でした。それはともかく、あるときフェニキアにエウペロという名の絶世の美女がいるのを発見したゼウスは、白い雄牛に化けてエウペロに近づき、彼女をその背に乗せ、クレタ島まで連れ去ってしまいました。この神話に基づく「ヨーロッパの略奪」というテーマは、ヨーロッパ美術界ではずっと変わらぬ重要なテーマの一つになっています。

もし私が観光ガイドであるならば、皆さんにぜひ行っていただきたいところがあります。ボストン・レッドソックスの本拠地フェンウェイパークのすぐそばにある、ガードナー美術館がそれです。松坂投手の雄姿を見にいったついででも結構、そこにぜひ見ていただきたい絵があります。それはルネサンス時代、ベネチア派の画家ティツィアーノが描いた「ヨーロッパ」という題の絵です。一九世紀の終わり、この絵を競り落とした画商が、その絵を手に入れたいと熱望していたガードナー夫人に、どのような文面の電報を打ったとお思になりますか。なんと「あなたはヨーロッパを買いました」というものです。当時まだ新興国だったアメリカの経済力がヨーロッパの文化を買収する時代

か変動しており、東の境界線もまたそうです。東の境界線は、かつてオスマン・トルコがいまの西ヨーロッパ方面にほとんど版図を広げ、ウイーンで二度にわたる攻城戦を繰り広げ、彼らの進撃を何とかウイーンで食い止めました。時代は飛んで一九九〇年代、ボスニア紛争が起こったとき、なぜあの地域にあれだけイスラム教徒がいるのか不思議に思われた方もいらつしやったのではないのでしょうか。すなわちそれは、歴史のなせるわざだったので。

一九八九年ベルリンの壁が崩壊し、鉄のカーテンの向こう側にいた旧ソ連圏の国々を、その後順次EUのメンバーとして迎え入れていった経緯についてはすでにお話ししましたが、もともとヨーロッパの統合とは、西ヨーロッパの統合の問題だと考えられていました。ところが、誰ひとり予想すらしていなかったベルリンの壁が崩れ落ちたことによつて、中東欧の国々は、本来自分たちが属していたヨーロッパに戻るんだと、「ヨーロッパへの回帰（リターン・トゥ・ユーロップ）」をスローガンに、制度的にはNATOとEUに加盟することが、彼らの外交政策のトップ・プライオリティーになったわけです。

しかし、西側の国々と比べれば、経済的にはやはり貧しい国々ばかりです。同じ西側の国だといっても、国と国に

よっては一人当たりのGDPで約五倍の格差があります。そこに中東欧の国々を加えると格差はもっと広がり、大体七倍ぐらいになるわけです。そういう状況のなか、中東欧の国々の加入を認めることは、既存のメンバーにとつて、より大きな経済的負担を強いられることを意味しています。しかし、結局彼らをメンバーとして受け入れることにした理由は、経済的負担の増大より、ヨーロッパ全体の安定のほうを望ましいという、政治的決断によるものだったと思います。

将来の拡大

では、いまの二七カ国で打ち止めになったのかというと、まだまだ扉が閉ざされたわけではありません。現在、クロアチアとトルコはすでに正式な加盟交渉を始めており、マケドニアも加盟候補国になっています。ただ、いま最も大きな懸案になっている国はトルコで、将来トルコがEUに加盟できるかどうかは、まだまだ不透明なままです。トルコの加盟を実現させるためには、私は三つのバトル・フロントで勝たなければならないと思っています。

まず第一の戦線は、ブリュッセルとの交渉。第二戦線

ゴに属した国ではありませんが、旧ユーゴとギリシアの間にあるアルバニアが考えられます。しかし全体的傾向としてはより慎重になり、そのペースもスローダウンしていくのではないかと、思っています。

中東欧のさらに東にあるロシアについても、今後どうなるか、まだわかりません。ロシアもEUのメンバーになりたいと言っていますし、いまEUを構成している国々の人たちも、ロシアの加盟を認めると、かつてアメリカと並ぶ超大国だったロシアの、あの重量に押し潰されかねないとの危惧もあって、むしろメンバーにしたくないというのが本音ではないかと思えます。ではその間に位置するベラルーシやウクライナ、あるいはモルドバなどはどうするか、そのへんはまだまだ先が読めないのが実情です。とはいえ今後もずっと加盟国を増やし続け、無限に拡大していくのは不可能なことです。私はその限界を「EUのカーテン」と名づけていますが、いずれEUのカーテンを下ろす時期がくるわけです。そうなったあと、そのカーテンの内側の国と外側にある国を、どう区別したり差別しないようにするか、それが大きな課題になるのではと思っています。ともあれ、EUはこれまで約六〇年の年月をかけ、いわゆる不戦共同体をほぼヨーロッパ中に広げていく

は、EU加盟を支持するトルコ国内の世論をいつまで保持できるか。何らかの軋轢によって、国内で反対論が強まる危険性もあるからです。第三の戦線は、トルコ以外のヨーロッパ諸国の人たちが、トルコを自分たちの仲間だと思ってくれるかどうかです。最悪のシナリオは、一〇年かけて加盟条約の調印までこぎつけたのに、フランスの国民投票で「ノン」が多数派を占め、「はい、さようなら」といった結果になることです。とにかくまだどうなるかわからないというのが正直なところです。

EU加盟国の市民が、EU未加盟の国のうち、その加盟をどれだけ求めているかを調べた世論調査（ユーロバロメーター）の結果を見ると、スイスが七七%、ノルウェーが七七%、アイスランドが六八%と、それぞれ賛成派が多数を占めているのに対し、トルコについては五五%が反対で、メンバーにしたほうがいいと考えている人は僅か三%しかいない、というのが現状なのです。

ここでもう一度、地図を思い出していただければわかると思うのですが、今後加盟を求められると思われるのは、旧ユーゴスラビアに属し、まだ未加盟の国々、すなわちセルビア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナの三国と、つい先日分離独立したばかりのコソボ、そして旧ユー

ゴに成功したと言っていないのでしょうか。

EUは、新たな政治体制の実験室

EUがなぜ拡大路線をとってきたのか、なぜEUが重要であるかその第一の理由に関する話が長くなってしまいました。なぜEUが重要であるかその第二の理由は、EUは新しい政治の実験室であることでもあります。これまでの国家は、少なくとも自国内に関する限り、政府が絶対的な主権を持って、大統領制であろうと、議院内閣制であろうと、国内の問題については責任を持って、その運営にあたることのできたわけです。それに対し、EUの仕組みのなかでも最も画期的なところは、「国内法」より「EU法」のほうが優位するということです。だから国内法とEU法が異なった場合には、国内法自体を変えざるを得ない、あるいは新しい法律をつくらなければいけないことになります。しかも単に優位するだけでなく、EU法は市民に直接適用されます。国際条約は通常、例えば日本の場合、国会がそれを批准し、国内法化してから適用されることになりました。EUにもそのような法律がないわけではありません。EUは多くはEUで決めると、そのまま市民に適用されると

いう、これまでにない新しい法体系をつくり出している。

もちろん、一つの国家だけでは解決できない問題に対して、複数の国家が協力して解決しようという考え方は、すでに百年以上前からありました。最初に創設された国際機構は、一八二四年から一五年にかけて開かれたウィーン会議でつくられた「ライン川の航行委員会」だと言われていますが、そのような国際機構や国際機関が第一次世界大戦後、さらに第二次世界大戦後、多数創設されました。そのような国際機構のなかでもEUだけが、国民国家を超えた、「超国家的な機関」だと言われており、その政策領域も当初考えられていた通商、農業、漁業、運輸といった分野だけでなく、いまは難民保護、移民政策、民事司法協力、警察刑事司法協力、金融政策、雇用問題、社会政策など皆さんが考え得る、一国の政府が行うような仕事の多くを、EUがやるようになっていくわけです。

といっても、何でもかんでもEUがやるわけではありません。EUは九三年に発効した欧州連合条約によって、「補完性の原理」という原則を採択しました。EUがやるべき仕事は、その規模ゆえにEUでやったほうが効率が上がるものに限ることにしました。基本的には構成国それぞれ

れがやるべきだけれど、例えば科学技術開発など、より多くの国が協力してやったほうが効率が上がるものは、EUでやるとういうことになりました。また、環境汚染は国境などに関係なく進みます。だから国単位ではなくヨーロッパ単位で、さらに世界単位でその対策にあたらなければいけないと、EUはそう考えたわけです。そういう政策領域はほかにもあると思うのですが、すでに通商と農業と金融政策は、もうEU単位で行う領域になりました。それ以外の政策については、先ほど言った「補完性の原理」に基づいて実施していこうとしています。

自立的アクターとして——政治・経済・安全保障

ただ、そういう視点から見ると、あまり重要ではなく、単に政治学者の関心を引きつける程度のものではないかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。

EUが重要である第三の理由は、EU自身が国際政治、国際経済、国際的安全保障の新しいアクター、新しい行為体として行動しようとしていることです。いまEUには二七カ国加盟しており、その総面積はアメリカの半分ですが、日本の約一倍、総人口は約五億人、アメリカの一

六六倍、日本の四倍です。GDPは一二兆ユーロ、アメリカが一兆ユーロぐらい。ただ、これはユーロとドルの換算レート次第で変動しますから、ほぼアメリカと同じぐらい、日本の三・二二倍の経済圏をつくり出したと言っているでしょう。貿易について言えば、EUが世界貿易に占める割合は二〇%ですが、域内貿易を加えると世界の四〇%にEUが関わっています。ODAによる援助は、つい一〇年前まで日本は世界一だと威張っていましたが、その後ほとんど順位を落とし、いまは五番にまで落ちてしまっています。一方EUの場合は、EU自体の援助もあれば、その加盟国によるものもあり、両方合わせると世界のODAの六〇%がEUがらみのものになっています。

それから皆さんご存じのユーロは、九九年に導入され、二〇〇二年から実際、流通し始めました。最近ではドルも円も安くなったせいとか、ユーロの独歩高とよく言われていますが、逆にこれはちょっと高く評価されすぎているというのが実態かもしれません。とはいえ、次第に基軸通貨ドルの地位を脅かすほど、その勢いを増しつつあるのは確かではないでしょうか。

しかし、加盟二七カ国のすべてがユーロを使っているわけではありません。イギリスのように十分能力があるにも

かわらず、参加したくないと考える加盟国もあります。通貨の発行権や金利を決める権利は各国の主権の中核をなすものであり、だから自分たちは入らないと、主張しているわけです。当然こういう考え方もおかしいわけじゃありませんから、いま二七カ国のうち、ユーロを使用している国は一五カ国にとどまっております。

さらに、最近日本の新聞でもよく取り上げられているのは、EUのスタンダードがグローバル・スタンダード化しつつあるという現象です。例えば「競争法」に関わる話で言えば、かつて日本の企業はアンチダンピングでよく訴えられました。つまり、国内価格より安い価格で不当に輸出しているといつて訴えられることが多かった。しかし、最近では反カルテルでよく楯玉に上げられています。例えばYKKは、ファスナーや金属ボタンの問題で二四五億円もの罰金をくらい、裁判で争っています。そのほか建築用の板ガラス、エレベーター、業務用ビデオテープ、ビールなど、みなカルテル違反だと引つかかっています。また、「支配的地位の乱用」だと言われ、アメリカのマイクロソフトも三年ごしで争ったものの、結局裁判で負けてしまいました。マイクロソフト一社に課せられた罰金がほぼ一四〇〇億円だと知れば、あまりにも不当だと思われる方もい

らっしゃるかもしれませんが、EUは、連結による世界での売上高の一〇%まで罰金を課することができるシステムをつくり上げています。

私が関連する記事などを読んで最初わからなかったものに、送電設備のカルテル問題がありました。日本の当該企業はEU市場に出ていけないにもかかわらず、例えばドイツのシーメンス社が日本に進出しないかわりに、日本の三菱や日立や東芝もヨーロッパ市場に参入しない。つまりそうやって世界市場を分割しているのは、競争を不当に歪曲する行為だ、カルテル違反だと指弾され、約八〇〇億円もの罰金を課せられました。あたかも警察官がスピード違反や駐車違反の取り締りで得た罰金が税金となるように、固有財源確保のため、最近の欧州委員会は頑張っています。これは日本の企業に対する云々という話ではなく、域内の企業も含め、世界中の企業によるフェア・コンペティションが重要なんだと言いつつ続けていることの現れです。同じようなことは、環境問題や重金属の使用制限に関わる「ロース指令」や「リーチ規則」など、さまざまな施策に見ることがができます。

またEUは、経済分野だけでなく、共通外交安全保障の領域でも、EUとしてまとまった行動をとるようになっていく。これはEUのすべての加盟国で、死刑という刑罰はなくなりました。これから入ろうとしている国もすべて死刑を廃止しました。日本や中国、アメリカの一部の州など、まだ死刑制度を維持している国や地域もあるわけですが、EUはそのようなところに対して、当然その廃止を求めています。また、死刑の問題だけでなく、人権擁護の観点から、ミャンマーに対する経済制裁を強化したり、北京オリンピック開会式への政府首脳の出席をどうするかも、もうすぐ正式に決定すると思われる。しかし、中国に対してはおそらく、経済は経済、人権は人権と、この二つを切り離して対処していくのではないかと気がします。

最適な共同体のありかた——EUの理念とは

さて、第五に重要な理由は、EUが他の地域の国際的統合や協力関係構築の唯一のモデルではないにしても、ベンチマークやレファレンスとして使えるのではないかと考えられていることです。私どもの周囲を見渡しても、APEC（アジア太平洋経済協力会議）とか、ASEAN（東南アジア諸国連合）とか、マルチャ、バイの経済連携協定な

きています。ボスニアに派遣しているEUの約七千名の緊急展開部隊がそのいい例ですが、近いところではインドネシアの Aceh 紛争の平和解決のため、軍隊を派遣したりもしています。

そのようにいろいろな形のミッションを展開しており、いままでは特に経済的分野で重要視されていたEUが、いま、安全保障や外交の分野でも重要な存在になってきていることが重要です。

「自由・平等・尊厳」、普遍的な価値を守る

さらになぜEUが重要かという第四の理由は、最近EUが「価値の共同体」であるという概念を強く打ち出すようになってきているからです。「欧州連合条約」でEUは、人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法による支配、人権の尊重などの価値のうえに成り立っている国際機構であることを、高らかに宣言しています。彼らにとってそれは彼らだけの価値ではなく、普遍的な価値だと思っています。それに即してEUは基本憲章をつくり上げ、そのなかに「何人たりとも公の権力によってその命を奪われることはない」という一文を入れています。つまり死刑制度は認め

どが、たくさんあります。そういうものの多くは、EUをベンチマークとして使っているのです。日本はすでに、シンガポール、メキシコ、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、スイス、そしてASEANとの間で、経済連携協定を締結して、なかにはもう発効しているものもあれば、交渉中のものもあります。

今日（四月二十九日）の「日本経済新聞」をお読みになった方はお気づきになったのではと思うのですが、日本、中国、韓国の三国による賢人会議で、「日中韓のFTA（自由貿易協定）を早期に締結し、北東アジア共同体の結成を促進すること」という結論を出したことが、今日の朝刊にデカデカと載っていました。まさにこういうものを考える際のベンチマークもEUなのです。

では、そのうち国家はなくなるのではないかと思われるかもしれませんが、決してそういうわけではありません。第二次世界大戦中ナチスの圧政下、それぞれの国で活動していたレジスタンス組織が、スイスのジュネーブに集まって「欧州レジスタンス宣言草案」なるものを発表しました。その草案を見ると、「戦争の原因は主権国家が存在することにある。だから戦後、復興を図るときには国家をなくし、ヨーロッパ合衆国をつくらうではないか」と書いて

あります。これがヨーロッパ諸国に向けた彼らのメッセージだったのです。

しかし、彼らの発したメッセージとは裏腹に、現実には戦後また国家が復活し、諸国家から成る国際連合やその他の国際機関が誕生しました。そして戦後六〇年を経たいま、さまざまな議論や試行錯誤を重ねながらEUがたどり着いたのが、先ほどお話ししたように「補完性の原理」に基づき、EUでやるべき仕事と国家がやるべき仕事を、いわば労働分業という形で考えることです。

私は、ヨーロッパの統合がどれだけ進展したとしても、国家がなくなることはないと思っています。つまりところ、ある特定の問題を解決するためには、どのレベルの政治体で扱うのが最適なのかというところに行き着くのではないかと思っています。つまり一国家の中央政府がやるべきことなのか、あるいはEUでやるべきことなのか、もしくは世界レベルでやるのが最適なのか、最終的にはそういう選択の問題になっていくのではないかと思うのです。そこでEUは、そのような重層的なガヴァナンスの仕組みをつくり上げ、そうやって最適分業を実現させていこうと考えているのではないのでしょうか。

つくり上げていかなければならない、ということをコールさんは求めていたわけです。

具体的な話をするなら、三年前「欧州憲法条約」という条約を華々しく打ち上げたものの、二〇〇五年にフランスとオランダの国民投票で否決され、あえなくこれはゴミ箱に捨てられてしまいました。これではならじと昨年の一二月一三日、「リスボン条約」が調印されたのですが、九〇%中身は同じものでした。主要な変更点の一つはEUの旗、EUの歌が削除されたことです。ちなみに皆さん、EUの歌って何だかご存じですか。ベートーベンの「第九」にある「歓喜の歌」です。もし皆さんが二月に、「歓喜の歌」を歌う機会がありましたら、あれはEU賛歌であることをご承知のうえで、歌っていただきたいと思っています。

それはともかく、この「リスボン条約」では、先ほどお話しした「EU法は国内法より優位に立つ」といった、連邦であることを想像させるような文言も外されてしまいました。EU外務大臣という名称も使わせないなど、いろいろな部分を修正し、「リスボン条約」を何とか今年の終わりにまでに発効させようとしています。いずれにしろ基本的なところでは、あくまで「国家」が主権を持っているような

とはいえ、ただEUという仕組みをつくっただけでは何事も機能しないし、存続することもできません。そのためにはやはり、EUに対してアイデンティティを持っているなければならないと思います。

先日ベルギーで九カ月ぶりにやつと政府ができました。選挙が実施されてから暫定政府のまま、正式な政府ができるまで国民は九カ月も待たされたのです。ベルギーの人がよく言うセリフに「ベルギー人は一人しかない。国王だけだ」というものがあります。つまり、北部に居住しオランダ語をしゃべるフラマン人と、南部に住んでいてフランス語をしゃべるワロン人が、一つの連邦国家をつくっているにすぎない。だからベルギー国民がベルギー人としてのアイデンティティを持つのは、サッカーのワールドカップが行われているときだけだと、言っている人もいます。

ドイツの元首相コールさんは、かつてこんなことを言っていました。「ドイツ人にとつて、同時にババリア人であり、かつヨーロッパ人でもあることは可能である」と。だからこのヨーロッパに、さまざまなレベルのガヴァナンスのシステムをつくり上げたとき、それを支えていくのはそれぞれに対する市民の持つアイデンティティだ。つまり、そういうアイデンティティに裏づけられた政治的仕組みを

外見にしようとしているわけです。

もつと市民の声を

最後にこのようなヨーロッパで「市民」はどういう扱いになっているのでしょうか。ヨーロッパの社会は基本的にエリート社会で、日本のほうがはるかに平等な社会だと、私は個人的に思っています。だからさまざまな政治的・社会的仕組みも、少数のエリートによって指導、運営されており、一般市民は多くの場合、いわゆる客体として扱われているわけです。政治の世界でも当然、選挙で選ばれた少数のエリートが指導し、市民はそのような選ばれし人たちの政策を支持するか、あるいは支持しないか、選挙もしくは国民投票を通して自分の意見を表明する。これが代議制民主主義の基本ですし、その点はフランスのような大統領制であろうと、イギリスのような議院内閣制であろうと何ら変わりはないわけです。

ヨーロッパ統合を目指した歴史的文脈から見ても、その統合を推進してきたのは少数のエリートたちでした。しかし、国民の意見をもつと反映させるべきだという声が大きくなってきているのも事実です。そうした要求に応じて、

EUへの加盟の是非をめぐる、多くの国々が国民投票を行い、直接国民の声を聞くようになりました。九五年の第四次拡大に伴って加盟した三カ国もみな国民投票を行っていますし、二〇〇四年五月に加盟した一〇カ国のうち、加盟条約を議会で批准したキプロスを除く他の九カ国はすべて、EU加盟の是非に対する国民の意思を、国民投票という手段を使って確認しています。

そのようななか、ノルウェー政府は一九七二年、イギリス、デンマーク、アイルランドとともに加盟条約に調印したものの、そのあと行った国民投票で否決されてしまい、もうほとぼりも冷めたのではないかと、九四年に新加盟条約について国民投票を行ったところ、またも否定されてしまいました。ノルウェーの有権者は二回も、EUに入る必要はないという決断を下したわけです。

このように市民の声は、国民投票もしくは欧州議会の選挙を通して反映されてはいるのですが、欧州委員会は七四年以来、年に二回、定期的に「ユーロ・バロメーター」という世論調査を実施しています。その最新号である六八号には、二〇〇七年秋の調査結果が載っており、それによると、自国がEUに加盟しているのはいいことだと考えている人が、二七カ国平均で五八%、加盟はよくないことだと

思っている人が一三%となっております。国別に見るとその相違がかなりはつきりしており、最も支持率が高いのはルクセンブルクで八二%、以下オランダ七九%、ベルギー七四%、大国ではドイツが六七%、フランス六〇%と平均より上になっていきます。支持率が低い国は、イギリス三四%、ラトビア三七%、オーストリア三八%などですが、ただ最も低いイギリスでも支持する人三四%に対し、支持しない人二八%と、二七カ国すべての国で、EU加盟は自国にとっていいことだと考えている人たちが多数を占めているというのが、昨春秋に出た結果です。

しかし、過去に遡ってみれば、イギリスやスウェーデンのように国によっては、加盟していること自体が悪いことだと思ふ人たちが、多数派だった時期もなかったわけではありません。それでも全体的流れを見れば、三〇年に及ぶユーロ・バロメーターの調査結果が示しているように、加盟国の市民の多数がヨーロッパ統合を支持してきたと言っているのではないかと思います。

もとより、常に物事が順調に進んだわけではありません。ときどき市民による反乱も起こっています。例えば一九九二年六月、「欧州連合条約」別名「マーストリヒト条約」の批准を、デンマークの市民は拒否しました。また二二

〇一年五月には「ニース条約」改定をめぐる国民投票で、今度はアイルランドの市民の多数がその批准を拒否しました。しかし、この二回とも適用除外を認めることで、デンマークもアイルランドも二回目の国民投票では支持派が多数を占め、両条約とも何とか発効するに至りました。ただ、先ほど申し上げたように、「欧州憲法条約」に関してはフランスとオランダで否決された結果、もはや発効する見込みもないだろうと、結局、「リスボン条約」へ切り替えることになったわけです。

誰のためのEUか

それでは「欧州憲法条約」のどこがどう問題になったのでしょうか。フランスの例をとって説明するなら、「ポーランドの配管工」という例を取り上げるのが最も適切ではないかと思えます。EUが拡大し、例えばポーランドから安い労働力が大量に入ってくると、なかでも配管工が入ってきたら、自分たちの仕事が奪われかねないと危惧する人たちがいたわけです。そういう事態に陥ることなど実際起こり得ないにもかかわらずです。というのも、加盟してから最長七年間、フランスはポーランドをはじめ中東欧の

国々からの労働者の移住をストップできる権限を持っているからです。ところが、「ポーランドの配管工」という話が独り歩きし始め、「拡大イコール安い労働力の流入イコール自分たちの雇用を脅かすもの」といった方程式を奨励するのが「欧州憲法条約だ」という「ネガティブ・キャンペーン」の論理で、多数が「ノン」という意思表示をしってしまったわけです。

見方を変えると、先ほどお話しした、デンマーク、アイルランド、オランダ、フランスで行われた一連の国民投票の結果、何が表面に現れてきたかという点、それは統合を推進、指導するエリートと、一般大衆市民の意識の差、つまりそこにギャップがあったということです。しかも、そもそも誰のための統合なのだ、EUはEUのためにあるわけでもなければ、それを構成する国家のためにあるわけでもないのです。EUの重要な中核になっている「ローマ条約」の前文には、「ever closer union among the peoples of Europe」と書かれています。つまり「ever closer union between the nation-state」ではなく、「peoples of Europe」なのです。ということは、ヨーロッパの人々の間の緊密なる連合を構築することがEUの目的だということなのです。つまり連合は、EU自体や国家のためのものではなく、市

民のためのものでなければいけないことを意味しているわけです。

それゆえ、リスボン条約に至るまでに行われてきたさまざまな条約改正の過程のなかで問われてきたのは、「市民のためのヨーロッパ、市民により近いヨーロッパをどう構築するか」ということでした。確かに他の構成国に移住し、その国で働く権利、居住地での地方選挙の選挙権はもとより、欧州議会選挙の選挙権も被選挙権も与えられています。あるいは欧州議会への請願権やオンプズマン制度の導入など、いろいろな形で市民の権利を保護するような施策も導入されていますが、欧州憲法条約で初めて規定され、今回のリスボン条約でも残されたのは「市民の発議権」でした。つまりこれは、一〇〇万人以上の署名を集め、それを欧州委員会に提出すれば、欧州委員会は新たな法案を制定するプロセスを開始しなければならないことになっています。

多様性のなかの統一

このように市民の声を少しでも立法や行政に反映させていくような仕組みを、EUは試行錯誤を繰り返しながら追

ランス語だけにしようなんてことは、いまのEUにはできないはずありません。それは各国、各地域の多様性を維持していこうという、EU精神の表れでもあるわけです。

しかし、現実問題として考えると、通訳の方向というのが、二三言語で計五〇六方向にもなっています。二五三ペアが必要となってしまいうわけです。それではとてもスムーズに事が運びませんから、まず英語かフランス語に通訳し、そのあとリレー通訳といった方法で現実的には処理している。そのようにいろいろな工夫を取り入れながら、問題の解決に当たっています。

ただ、発足当初のように加盟六カ国で、ある問題についてディスカッションし、決定していけばいいというのならともかく、いま現在でも二七カ国、この先EU加盟国が四〇カ国近くに増えたら、どうやって迅速な決定が得られるようにしたいのかが問題です。拒否権を認め、全会一致でなければ何事も決められないといったシステムで運営していたら、物事が動かなくなるのは、われわれ一般の人間生活からも想像できると思います。

そこで彼らが考え出したのが、各国が持つ拒否権を封じ込めて決定しようという、特定多数決という方式でした。それでも税制や移民問題あるいは社会保障のような、各国

求し続けています。一九五一年のバリ条約から昨年リスボン条約に至る過程で、政策領域を少しずつ増やしながら、最終的には市民にとって何が最もふさわしい政治的システムなのか、自問自答し続ける日々がいまも続いているわけです。そこでは「unity in diversity」すなわち「多様性のなかの統一」も、一つのスローガンになっています。そのシンボルとも言えるのが「公用語」の問題です。

いま国連には一九二カ国が加盟していますが、認められている公用語は六言語しかありません。それに比べ、EU加盟国は僅か二七カ国しかないのに、二三もの言語が公用語になっています。その人口僅か四〇万のマルタのマルタ語でさえ公用語として承認されています。マルタの人たちはマルタ語と同じように英語もしゃべれるにもかかわらず、マルタ語も公用語になっています。

アイルランドのゲール語は、七三年アイルランドが加盟した時点では、もう死んだ言葉になっていたという理由で、公用語としては認められませんでした。ところが二〇〇七年一月、ルーマニア語とブルガリア語と並んで、ゲール語も公用語になったのです。それは、たとえどんなに小さな国であろうと、その固有の言語は、その国の人たちの文化的シンボルだからです。このため公用語を英語やフ

ともその権限を手放したくない問題に関しては、全会一致の原則が残され、いまも守り続けられています。それやこれやでEUは、まだまだオン・ゴイニングな研究対象でもあるのですが、同時に私は、国際政治や国際安保の分野でEUはますます重要な存在になっていくに違いないと考えています。

EUと日本——大切な関係を築く

今年慶應義塾は創立一五〇年を迎えているところですが、一五〇年を迎えたのは何も慶應義塾ばかりではありません。日英、日仏、日蘭それぞれの間で修好通商条約が調印されてから、今年はいずれも一五〇年になるのです。それぞれの一五〇年を記念し、各地でいろんなイベントが行われているのをご存じの方もいらっしゃるでしょう。

毎年四月二三日は慶應義塾の開校記念日で、今年はその日、二万人もの慶應関係者がデイズニーシーへいったようですが、その同じ二三日東京で、日本とEUの首脳会議が開催されていたことに、いったい何人の方がお気づきになったでしょうか。この首脳会議に関する記事は、翌二四日の日本経済新聞に「地味だが大切な日欧関係」という社説

が出たのが唯一大きな記事で、あとはもうベタ記事並みの小さな扱いでした。アメリカの大統領が来日する、あるいは中国の胡錦濤国家首席が来日すると、来日以前から特集記事がいつばい組まれ、実際来たら来たでいろいろ記事が書かれると思うのです。しかし、その陰にEUはひっそり隠れ、地味ではあるけど重要な存在である、という日経の社説を読んで、私はわが意を得たりと、胸を張りたい気分になりました。

もちろん日本にとつて、日英、日仏、日独といったヨーロッパ諸国との二国間関係は伝統的にずっと重要なものであったし、これからも重要であり続けると思っています。が、それらと同時並行的に、日本とEUの関係ももつとつと発展させていかなければいけないと思っています。

最初に申し上げたことを、最後に繰り返し申し上げるなら、依然として日本ではEUが過少評価されていると思います。ですから今日私の話をお聞きになって、皆さんがヨーロッパの重要性を正しく認識され、EUも結構おもしろいし、参考にすべき点もたくさんあると思ってくだされば、今日の私の講演は大成功だと思っております。

ご静聴のほど、ありがとうございました。

追記：六月二日、アイルランドで「リスボン条約」について国民投票が行われ、反対多数で批准が否決された。「欧州憲法条約」の代案としての「リスボン条約」が発効するには全二十七構成国で批准される必要があるが、唯一国民投票を実施したアイルランドの結果、EUの「停滞」状況がさらに続くことになった。

※本稿は二〇〇八年四月二十九日の通信教育学部入学式で行われた特別講演の記録です。「三色旗」への掲載にあたり、一部加筆修正しています。

〔たなか としろう 慶應義塾大学法学部教授、国際関係論・EU政治論専攻。ジャン・モネ・チエア。一九七五年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。最近の主要業績〕「EUの国際政治」(共編著) 慶應義塾大学出版会、二〇〇七年。「EU統合の軌跡とベクトル」(共編著) 慶應義塾大学出版会、二〇〇六年。「EUと市民」(共編著) 慶應義塾大学出版会、二〇〇五年。パンジャマン・アンジェル、ジャック・ラフィット「ヨーロッパ統合」(監修) 創元社、二〇〇五年ほか

三色旗

目次 七二五号 二〇〇八年八月

巻頭言 北京オリンピックの夏

国分良成 1

特集 社会史研究の現場から

矢野 久 2

インドネシアの村落調査から

倉沢愛子 4

史料と自分—近世ドイツ農民史研究の経験から

飯田 恭 8

史料との対話のなかで—フランス植民地社会史の研究

難波ちづる 13

文書館の一次史料と居住の社会史

矢野 久 18

教員紹介 大津由紀雄、粕谷祐子

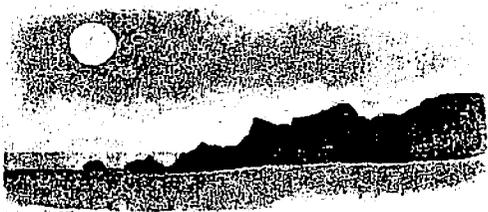
23

特別講演 EU・国家・市民

田中俊郎 25

激震・弱震 現代中国文化の「混沌」

千田大介



カット：花岡わかな

今月の表紙：広東リバー Scene of the Canton River 清朝は、一七五七年にヨーロッパ船の来航を廣州一港に限定し、東十三行と呼ばれる特権商人が対ヨーロッパ貿易(のちにアメリカも含む)を独占する体制を整えた。これ以後、いわゆる「カントン・システム」と呼ばれる管理貿易体制が敷かれることになったが、清朝政府の目的は貿易の制限というよりは、むしろ貿易港を一港に絞ることによって管理の徹底を図ることにあった。事実、廣州での対欧米貿易はその後急速に拡大し、一八〇〇年頃の貿易額は五十年前の三倍にもなったといわれる。

解説：経済学部教授 古田和子/図版：慶應義塾図書館蔵 タニエル「インド・中国航海図集」より